

要望事項 (優先順位 5)

違法民泊に対する取締りの強化

要 旨

外国人が居住目的以外で不動産を取得された場合、違法民泊になったり空き家のままであったりすることが多く、人の出入りがよくわからず不審なことがあります。環境破壊や迷惑行為につながることもあるため、違法民泊の取締りの強化を要望します。

以前に民泊通報窓口への通報後、現地確認に来てもらいましたが、根本的な解決には至っておらず、生活習慣の違い等からトラブルが増加し、地域に負担が強いられている現状です。

外国人に対して営業認可を行う際には慎重に対応していただくとともに、違法な民泊に対しては厳正な対応を求めます。また、民泊営業への適正な監視や指導をしていただくとともに、周辺町内会等への助言や連携を密にし、地域の不安解消に努めてください。

回 答**(保健福祉局)**

本市におきましては、地域住民の生活環境を脅かす違法「民泊」を断じて許さないという決意の下、法律の範囲内という限界ぎりぎりに挑戦した全国一厳しい条例を制定するなど本市独自ルールに基づき、全庁を挙げて徹底した「民泊」対策を進めています。

特に、違法・不適正な「民泊」につきましては、平成29年度から「民泊」対策専門チームの設置による医療衛生センターの体制強化を図り、違法・不適正な「民泊」の根絶に向けた取組を進めてきた結果、令和3年7月末には無許可営業の疑いがあるとして通報があった全ての違法「民泊」を営業中止等に至らしめました。

また、地域住民の「民泊」に係る不安や様々なお困りごとに対しては、医療衛生センター職員が相談に応じ、現地に赴き調査を行うほか、平成30年度からは、専門知識を有するアドバイザーによる適切な助言等により、地域住民と事業者の間で円滑な話し合いや協定書の締結等がなされるよう、「民泊」に係る地域住民の支援事業を開始しております。

引き続き、地域住民の主体的なまちづくりを促進するため、地域住民と事業者の調和の確保に向けた取組をしっかりと進めてまいります。